

(平成15～16年度支援)

原状回復事業実績事例：埼玉県熊谷市廃油事案

事案の類型	産業廃棄物中間処理業者の倒産に伴う廃油の不適正処理
事案の場所	埼玉県熊谷市内
行為者	埼玉県熊谷市内 A社 代表取締役 B
規模及び種類	ドラム缶；約5,800本，一斗缶；約3,700本，ペール缶；約900本，廃油貯留槽；約90m ³ ，洗車汚泥；1,000m ³ ，焼却灰；約200m ³ ，ドライクリーニング用フィルター
支障のおそれ	ドラム缶が3段積み放置されており、倒壊のおそれがあり、また、有機塩素化合物や揮発性の高い廃油が放置されていることから火災や爆発事故等のおそれがある。ベンゼン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンが大気環境基準を超過しており、付近住民の健康被害が発生するおそれがある。
対策工の概要	敷地内に放置された廃棄物を回収し、ドラム缶等は流出防止対策を施して、焼却施設にて焼却処分、貯留槽等の廃油及び汚泥は、吸引回収して焼却施設にて焼却処分、燃え殻及びばいじん等は、密閉容器に回収して高温熱分解処理をそれぞれの処理業者に委託した。
除去した廃棄物の種類及び量	搬出量；2,583.61t 廃油，汚泥，廃プラスチック類，金属くず，廃アルカリ，ばいじん，燃えがら
代執行費用	172,035,520円
支援した資金額	129,025,000円

撤去前



【事案概要】

行為者であるA社は、昭和63年4月に産業廃棄物処分業の許可を取得し、平成5年7月には特別管理産業廃棄物処分業を取得した。しかし、平成10年9月頃から、廃棄物の受け入れが急増したため、廃棄物の適正処理と受入量の制限を指導したが、12月には保管量がピークに達した。

その後も撤去指導を継続したが、保管量の顕著な減少が見られなかったため、平成12年5月に改善勧告を行った。しかしながら、依然として改善が見られず平成13年3月に改善命令を発した。行為者は、過剰保管の廃棄物の撤去を行わず、屋外に放置してあるドラム缶を屋内に移動しただけであった。

平成13年3月に産業廃棄物処理業の許可の一部が失効したことに伴い、8月頃には、事実上の倒産状態となってしまった。県は、A社に廃棄物の処理を委託していた排出事業者25社に対して撤去指導を行い、約28トンの廃棄物を撤去させた。

生活環境保全上の支障を除去するため、平成15年11月19日付けで措置命令を発したが、期限までに履行されなかったため、代執行により支障の除去を行った。

撤去状況



撤去完了後

